

障第353号
令和7年6月4日

障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者等 代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和7年度(令和6年度からの繰越分)障害福祉分野のICT導入
モデル事業」の国庫補助協議にかかる書類の提出について(依頼)

平素より、本県の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、見出しの件につきまして、こども家庭庁から国庫補助協議の依頼がありましたので、下記をご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

障害児支援事業者及び障害児相談支援事業者

※岐阜市が指定する事業所は対象外としております。

※令和7年度中に確実に事業完了(支払いまで完了)できるもののみ対象とします。

2 提出書類

(1) 別表3-11③、別表3-11④(Excel形式)

(2) 見積書(最低2者)(PDF形式)

(3) カタログ、仕様書等(PDF形式)

3 提出期限

令和7年6月17日(火) 17時 ※期限厳守

4 提出方法

電子申請システム(Logoフォーム)で必要事項を入力後、ファイルを添付して提出してください。

協議は事業所ごとの受付となりますので、複数事業所を協議する法人においては、複数回入力が必要となります。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/1071410>

5 事業所の選定について

予め優先順位を設定させていただきます。予算の都合上、ご提出いただいても補助できない場合があります。ご了承願います。

○国の要綱による優先的採択の要件

以下をすべて満たす事業は優先的に採択するとされています。

- (1) 補助事業の交付申請時に「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込であることを県が認めたこと

- (2) ICT導入により超過勤務手当等の経費に金銭的余剰が出た場合に、余剰分を利用者が受けるサービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取り組みに使用し、その旨を職員に周知することを申し出ること

○県独自の優先順位

提出された事業計画書に基づき、ICT機器の導入効果が高く、好事例として活用できると考えられるものについて、優先的に順位をつけさせていただきます。

6 対象経費、補助額について

(1) 対象経費

- ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）
- イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）
- ウ 通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）
- エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策など）

※いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

(2) 補助額

1つの施設・事業所あたりの補助基準額：100万円

(3) 負担割合

国 1/2、県 1/4、事業所 1/4

(補助額) = {(実支出額-寄付金等収入額) か (基準額) のいずれか低い額} × 3/4
または、(予算の範囲内で知事が定める額)

7 補助要件について（抜粋）

- (1) 県が実施する ICT 導入に伴う研修会を受講すること
 - (2) 客観的かつ定量的な指標に基づき ICT導入前後の比較を行い生産性向上による業務効率化及び負担軽減の効果を報告すること
 - (3) 導入製品の内容や導入効果等についてHPに公表すること
 - (4) 国・県のホームページ等への公表を了承すること
 - (5) 複数見積から最低価格を提示した業者を選定すること
- 上記以外にも、複数要件がありますので国からの要綱等をよくご確認ください。

8 その他

本調査の回答をもって、補助をできるという確約にはなりませんので、念のため申し添えます。

担当所属	障害福祉課 社会参加推進係		
担当係長	高井	担当	浅野
電話番号	058-272-8309		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		